

- 前回スライド申請時(H30.4)に確認された対応方針と同様、国等におけるルールに従い、残工事量及び物価指数の確認を行うこととする。
 - 資料3:(第5回アドバイザー会議 資料2)【以下「通達」】
「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について(国土交通省通知)」
 - 資料4:(第5回アドバイザー会議 資料3)【以下「マニュアル」】
「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(国土交通省作成マニュアル)」
 - 参考資料1:(第5回アドバイザー会議 資料4)
「スライド申請への対応方針」

- 残工事量の考え方
 - 資料4 マニュアル P5 5.残工事量の算定
「本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。」

- 物価指数の考え方
 - 参考資料2:(第6回アドバイザー会議 資料1)
※前回と同様の考え方とし、今回基準日における価格、指数を採用する。

- 複数回のスライドへの対応
 - 資料4 マニュアル P4 4.請負代金額の変更
「スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまで実施したスライド額を含むものとする。」